

令和8年度

上信越自動車道

屋代スマートIC工事

特記仕様書

令和8年4月

東日本高速道路株式会社
関東支社 長野工事事務所

目次

1 . 工事概要.....	3
2 . 適用する共通仕様書.....	3
3 . 監督員、主任補助監督員の権限.....	3
4 . 配置技術者に関する事項.....	3
5 . 工事用地等に関する事項.....	4
6 . 土取場及び自工区外盛土場に関する事項.....	5
7 . 関連施設その他との関係.....	6
8 . 作業日及び作業期間に関する事項.....	8
9 . 関連工事に関する事項.....	9
10 . 初期点検の実施.....	9
11 . 工事費構成内訳書に関する事項.....	9
12 . 工程表及び履行報告に関する事項.....	9
13 . 工事用道路に関する事項.....	10
14 . 支給材料及び貸与品に関する事項.....	11
15 . 残存物件の処理に関する事項.....	12
16 . 保安に関する事項.....	13
17 . 環境保全に関する事項.....	16
18 . 再生資源及び建設副産物に関する事項.....	17
19 . 部分引渡し及び部分使用に関する事項.....	19
20 . 三者協議会に関する事項.....	19
21 . 工事変更等検討会の設置.....	20
22 . 完全週休2日工事.....	20
23 . カーボンニュートラル推進工事.....	21
24 . 工事細部に関する事項.....	23
25 . 割掛対象表の項目に示す工事の内容.....	49
26 . 補足事項.....	50

1. 工事概要

1-1 工事箇所

上信越自動車道

(自) 長野県埴科郡坂城町南条 (K P 1 0 4. 7) 【坂城 I C】
緯度 3 6° 2 6' 4 0" 経度 1 3 8° 1 2' 3 0"

(至) 長野県長野市松代町東寺尾 (K P 1 2 4. 9) 【長野 I C】
緯度 3 6° 3 4' 3 0" 経度 1 3 8° 1 2' 0 0"

長野自動車道

(自) 長野県千曲市屋代 (K P 7 4. 8) 【更埴 I C】
緯度 3 6° 3 3' 1 0" 経度 1 3 8° 7' 5 0"

(至) 長野県千曲市屋代 (K P 7 5. 7) 【更埴 J C T】
緯度 3 6° 3 3' 1 0" 経度 1 3 8° 8' 3 0"

1-2 施工内容

総延長	約 2 1, 1 0 0 m	
土工延長	約 1, 8 0 0 m	
連絡等施設	スマートインターチェンジ	1 箇所

2. 適用する共通仕様書

契約書第 1 条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和 7 年 7 月版とする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第 9 条第 2 項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書 1-6-1 「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正令和 7 年 6 月 1 日法律第 68 号 以下「建設リサイクル法」という。）第 18 条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書 1-6-3 「主任補助監督員」（2）のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項目	内容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-60	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告（説明書）、見積方依頼書、先発工事の入札公告（説明書）における随意契約条件のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」(4)に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

- ①上信越自動車道 富岡ICから信濃町ICを通過する市町村（群馬県富岡市、下仁田町、安中市及び長野県佐久市、小諸市、東御市、上田市、坂城町、千曲市、長野市、須坂市、小布施町、中野市、飯綱町、信濃町）
- ②長野自動車道 安曇野ICから更埴JCTを通過する市町村（長野県安曇野市、松本市、筑北村、麻績村、千曲市、長野市）

5. 工事用地等に関する事項

5-1 埋蔵文化財

共通仕様書1-27-1「文化財の保護」に規定する埋蔵文化財の範囲及び発掘調査完了時期は、下表のとおりであり、受注者は、調査完了以前に工事に着手してはならない。

なお、受注者は、現地盤に盛土等を施し、埋蔵文化財の保護に努めながら施工を行う必要がある場合は、事前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を得るものとする。

測点	場所	面積	期間
(C) STA0+80～(C) STA1+80付近 (D) STA0+80～(D) STA1+80付近 (E) STA0+80～(E) STA1+00付近	千曲市大字屋代 555-4他 (更埴条里水田 址)	約5,600m ²	令和8年9月まで
(C) STA0+00～(C) STA0+80付近 (D) STA0+00～(D) STA0+80付近 (E) STA0+00～(E) STA0+80付近 (F) STA0+00～(F) STA1+27.453付近 のうち市道4200号線より北側			令和8年12月まで
(C) STA0+00～(C) STA0+80付近 (D) STA0+00～(D) STA0+80付近 (E) STA0+00～(E) STA0+80付近 (F) STA0+00～(F) STA1+27.453付近 のうち市道4200号線より南側			令和9年3月まで

5-2 敷地の使用

共通仕様書1-9-2「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は位置図及び下表のとおりとする。なお、本敷地は受注者に無償で貸与するものとし、使用の目的は使用用途に記載した内容に限るものとする。

名称	屋代スマートIC作業基地
使用用途	① 工事用機械の作業基地として使用するもの ② 土砂、発生材及び撤去材の一時仮置き場として使用するもの
敷地	① 約200m ² ② 約2,000m ² （仮置き可能量：6,000m ³ ）
期間	① ②工事期間中

6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項

6-1 土取場

6-1-1 土取場の位置

土取場は「位置図」及び下表のとおりとする。

番号	名称	土取量（本工事）	土代金	補償費	摘要
1	千曲市ヤード	約52,000m ³	無償	無償	
2	屋代土取場	約16,000m ³	無償	無償	

なお、これらに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

6-1-2 土取場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と土取場を共同使用する場合がありますので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工事名	共同使用する受注者名	摘要
1	市道一重山二号線 本線工事	未定	千曲市発注 千曲市ヤードからの土砂搬出
2	土砂搬入工事	未定	長野県発注 千曲市ヤードへの土砂搬入
3	長野自動車道 一本松トンネル（上り線）補強工事	（株）大林組	屋代土取場への土砂搬入
4	長野自動車道 明科トンネル補強工事	未定	屋代土取場への土砂搬入
5	上信越自動車道 片山トンネル（上り線）補強工事	未定	屋代土取場への土砂搬入

6-1-3 土取場の施工計画

受注者は、土取場の使用に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6-1-4 その他

受注者は、土取り完了後監督員に通知し、整地及び後片付け等の確認を受けるものとする。

7. 関連施設その他との関係

共通仕様書1-10「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路関係

道路等名	道路等管理者名	位置	摘要
上信越自動車道	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	坂城IC～更埴JCT	
市道4250号線	千曲市	STA454+60～STA456+80付近	上り線側 側道
市道4249号線	千曲市	STA454+60～STA456+80付近	下り線側 側道
市道4252号線	千曲市	STA455+70付近	坂城18カルバート
市道4202号線	千曲市	STA456+80付近	坂城20カルバート
市道4193号線	千曲市	STA456+80～STA465+60付近	上り線側 側道
市道4257号線	千曲市	STA456+80～STA465+60付近	下り線側 側道
市道4200号線	千曲市	STA458+90付近	坂城22カルバート
市道4100号線	千曲市	STA461+00付近	坂城24カルバート
五十里川管理道路	千曲市	STA462+00付近	坂城25カルバート
市道4223号線	千曲市	(E) STA0+40付近	
市道4190号線	千曲市	(F) STA0+00付近	
市道4201号線	千曲市	(F) STA1+00付近	

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘要
上信越自動車道 (KP104.7～KP118.9) (坂城IC～更埴JCT)	長野県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制
市道4250号線 市道4249号線 市道4202号線 市道4193号線 市道4257号線 市道4200号線 市道4100号線 市道4201号線	長野県千曲警察署	交通規制 通行止

(3) 河川・水路関係

河川等名	河川等 管理者名	位置	摘要	通水時期
五十里川	千曲市	STA462+00付近	坂城25カルバート 普通河川	通年
農業用水路	千曲市	STA456+80付近	坂城20カルバート	4月～9月
農業排水路	千曲市	STA457+80付近	坂城21カルバート	4月～9月
農業用水路	千曲市	STA458+90付近	坂城22カルバート	4月～9月
農業排水路	千曲市	STA459+90付近	坂城23カルバート	4月～9月
農業用水路 (蛇田用水)	千曲市	STA461+00付近	坂城24カルバート	通年（10月～3月 は水量調節可）

(4) 電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位置	摘要
電線 電柱	中部電力パワー グリッド(株)	STA454+60～STA458+90付近（架空線） STA459+90～STA462+00付近（架空線） 坂城25カルバート内（地下埋設）	近接施工
有線放送設備	屋代有線放送電 話農業協同組合	STA461+00～STA462+00付近（架空線） 坂城25カルバート内（地下埋設）	近接施工
光通信ケーブル	東日本高速道路 (株)	全工事範囲	埋設及び添架
メタル通信・ 電源ケーブル	東日本高速道路 (株)	全工事範囲	埋設及び添架
引込電柱	東日本高速道路 (株)	STA460+80付近	令和8年9月まで に架空及び埋設 線撤去予定

上表（2）の高速道路等の交通規制に必要な協議（道路交通法第80条に基づく協議）については、原則として発注者が行うものとする。

上表（4）の撤去移設等（仮移設を含む）の取扱いについては、本特記仕様書16-5、16-6によるものとする。ただし、受注者の施工上の理由から別途移設を行う場合は、受注者の負担で行うものとする。なお、この場合、事前に移設計画を監督員宛に提出し、確認を得るものとする。

受注者は、上表以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

8. 作業日及び作業期間に関する事項

8-1 作業期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間（予定）	区間	摘要
毎年4月下旬～5月上旬の約9日間	全工事区間	高速道路等の1車線規制を伴う工事
毎年8月中旬～8月下旬の約9日間		
毎年12月下旬～1月上旬の約9日間		
令和9年4月4日～令和9年6月19日 (善光寺御開帳期間中)		

冬季雪氷期間（11月5日～翌年4月30日）において、降雪予報及び雪氷作業により別途監督員から作業中止の指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

8-2 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、渋滞後尾警戒車の配置を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

上下別	施工区間	1車線規制可能時間帯	路肩規制可能時間帯
上下	上信越自動車道 坂城IC～更埴JCT	日の出～日没 (国立天文台暦象年表による)	終日可能

8-3 一般道の交通規制及び通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数等は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに関する費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 通行止め

道路名	時期	回数	通行止め可能時間帯	摘要
市道4250号線 市道4249号線 市道4193号線 市道4257号線 市道4200号線 市道4201号線	工事期間中	—	終日	
市道4202号線 市道4100号線	工事開始～令和9年 3月末	—	終日	カルバート底板部施工

なお、通行止め時であっても沿道土地所有者等が自らの土地に出入りするための通路及び出入口を確保するものとする。

9. 関連工事に関する事項

9-1 契約書第2条に規定する発注者または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
市道一重山二号線 本線工事	市道一重山二号 線との交差付近	未定	千曲市	未定
長野管内 道路保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	(株) ネクス コ・メンテナ ンス関東
長野管内 施設保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	(株) ネクス コ東日本エン 지니어リング
上信越自動車道 長野管内(東) 舗 装補修工事	工事区間の重複	令和7年11月20日～ 令和8年12月24日	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	三井住建道路 (株)

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に長野管理事務所で行う規制調整会議(毎週木曜日)に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

10. 初期点検の実施

受注者は、共通仕様書1-17-3「初期点検」に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調書を作成し監督員へ提出しなければならない。

10-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書1-17-3「初期点検」の規定に基づき初期点検する対象構造物は、(土工構造物、カルバート)とする。

11. 工事費構成内訳書に関する事項

11-1 工事費構成内訳書の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、様式-1-2のとおりとする。

なお、提出は様式-1-1及び共通仕様書1-19-1「工程表の提出」で規定する工程表(様式-1-3)と合わせて提出するものとする。また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

12. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書1-19-1「工程表の提出」及び1-19-2「履行報告」に規定する工程表(様式-1)の記入方法は次のとおりとし、履行報告書(様式-2)と合わせて提出するものとする。なお、着工日前の余裕期間にあつては、報告不要とする。

(1) 共通仕様書1-19-1「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（％）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
スマートIC	全項目

(2) 共通仕様書 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する
- 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1.3. 工事中道路に関する事項

1.3-1 工事中道路の指定

共通仕様書 1-22-1 「工事中道路の指定」の規定に基づき指定する工事中道路は、「位置図」及び下表のとおりとする。

番号	路線名	片側車線 巾員	延長	路面	用地	使用開始 時期	施工者	備考
①	上信越自動車道	7.0 m	20,200 m	舗装	無償	—	—	既設
②	長野自動車道	7.0 m	900 m	舗装	無償	—	—	既設
③	一般国道18号	7.0 m	900 m	舗装	無償	—	—	既設
④	市道4241号線	5.0m(全幅)	500 m	舗装	無償	—	—	既設
⑤	一般国道403号	2.75m	400 m	舗装	無償	—	—	既設
⑥	市道4269号線	3.0m	200 m	舗装	無償	—	—	既設
⑦	市道4268号線	3.0m	1,500 m	舗装	無償	—	—	既設
⑧	県道白石千曲線	2.75m	400m	舗装	無償	—	—	既設
⑨	市道4190号線	4.0m(全幅)	500m	舗装	無償	—	—	既設

1 3 - 2 工事用道路の使用条件

前項の工事用道路の使用条件は以下のとおりとする。

番号	路線名	土運搬可能時間	資機材搬入出作業可能時間	土、日、祝祭日の使用及び時間	散水・清掃等の維持
①	上信越自動車道	24時間	24時間	可	不要
②	長野自動車道	24時間	24時間	可	不要
③	一般国道18号	9時～17時	9時～17時	不可	不要
④	市道4241号線	9時～17時	9時～17時	不可	不要
⑤	一般国道403号	9時～17時	9時～17時	不可	不要
⑥	市道4269号線	9時～17時	9時～17時	不可	不要
⑦	市道4268号線	9時～17時	9時～17時	不可	不要
⑧	県道白石千曲線	9時～17時	9時～17時	不可	不要
⑨	市道4190号線	9時～17時	9時～17時	不可	不要

なお、補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、その指示に従わなければならない。これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 3 - 3 工事用道路の共同使用

本特記仕様書 1 3 - 1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1 - 2 2 - 5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。

番号	工事名	受注者
⑨	市道一重山二号線本線工事	未定

1 3 - 4 工事用道路の維持・補修

土運搬及び資機材搬入等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため泥落とし装置を設置するものとし、工事完了後に撤去するものとする。これに要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が泥落とし装置の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

機 材	数量	設 置 場 所	設置期間
泥落とし装置（乾式）	1 基	屋代土取場 （市道4268号線工事用出入口）	土工工事期間中

1 4. 支給材料及び貸与品に関する事項

1 4 - 1 支給製品

共通仕様書 1 - 2 4 - 1 「支給材料及び貸与品」に規定する支給製品は、下表のとおりとする。監督員の指示により引渡し場所を変更する場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡時期	引渡し場所
仮設鋼製防護柵	L = 8 m 起伏・収納式	1 0 8 基	工事着手後	更埴IC外プラ資材置場 （千曲市屋代）

14-2 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	1 台	長野管理事務所	工事期間中
車載式標識	車載用LED標識	—		
矢印板、ラバコン、規制標識、保安ロボット	設計図による	1 式	長野工事事務所	
標識等安全施設		1 式		
防護車両		—		

数量を「—」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

15. 残存物件の処理に関する事項

15-1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で発生する残存物件及び引渡し方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書（様式-3）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	数量	単位	引渡し方法
標識柱	8	基	発注者に引渡し 引渡し場所：屋代スマートIC作業基地
標識板	8	m ²	
立入防止柵	1, 244	m	
立入防止柵の出入口	5	箇所	
カルバート門扉	4	箇所	
防護柵	789	m	
ガードケーブル端末	4	箇所	
遮音壁	316	m	
遮音壁管理用扉	1	箇所	
遮音壁管理用階段	1	箇所	
落下物防止柵	92	m	
視線誘導標	22	基	
用地境界くい	159	本	
距離標	7	枚	
立入禁止板	5	枚	
カルバート番号板	8	枚	

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

る。

15-2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書15-1「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者とで別途協議し定めるものとする。

16. 保安に関する事項

16-1 安全管理の強化

16-1-1 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

16-1-2 新規入場者教育

新規入場者教育については、全ての使用人等に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

16-1-3 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

16-1-4 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時においては電子ホイッスル、ハンズフリータイプのトランシーバー等の使用等、誘導員が後退する車両への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。

工事用車両の後退が夜間となる場合は、発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着等、誘導員の視認性を向上させる対策を講ずるものとする。

また、上記対策について、施工計画書を監督員に提出するとともに、作業手順書への記載とKY等の実施により関連する全ての使用人等に対して指導を徹底するものとする。

16-1-5 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

16-1-6 標識等の設置

共通仕様書1-25-1(1)及び(4)に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等による施工箇所の明示により、交通車両及び一般行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

16-1-7 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

16-1-8 工事に使用する機械について

受注者は、公称質量21t以上のブルドーザを使用する場合は、ROPS（転倒時保護構造）を装着したブルドーザを使用するものとする。

16-1-9 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上に25t吊り能力以上の移動式クレーンまたはモンケンを除く杭打機等（基礎工事に用機械の車両系建設機械）を使用する場合は、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

16-2 桁下空間の確保

ボックスカルバートの施工箇所における内空高さ及び交差する道路等及び道路等の建築限界は下表に示すとおりとし、施工に伴う吊足場工及び支保工等の仮設物を設置する場合は、交差道路等の通行に支障のないよう桁下空間を確保するものとする。なお、交差道路の建築限界を確保することができない場合は、道路管理者及び交通管理者との協議を踏まえ迂回道路の計画と適切な安全対策を講じるものとする。

施工箇所	交差道路名	内空高さ	建築限界
坂城20カルバート	市道4202号線	H=5569	H=4500
坂城24カルバート	市道4100号線	H=7730	H=4500

16-3 交通規制等

16-3-1 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

16-3-2 保険の付保

保険の付保については、共通仕様書1-55-1「保険の付保」によらず、次のとおりとする。

・契約書第57条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険（賠償責任保険は除く）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額1億円以上）は付保するものとする。

16-4 工事用車両の休憩施設駐車場利用について

工事用車両（連絡車を含む。）による休憩施設の駐車場の利用については、お客様の利用を優先とする観点から、原則、工事用車両の待機場所に使用してはならない。

ただし、休憩施設内工事を伴う場合、または、やむを得ず待機場所として使用する場合は、駐車する車両の車種、台数、駐車位置及び安全措置について施工計画書を監督員に提出するものとする。

また、緊急時やトイレ利用などで立ち寄る際は、お客様の利便性を優先しトイレ及び商業施設の最遠端の駐車マスを利用するよう配慮するものとする。

16-5 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

16-5-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路㈱、KDDI㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」（令和5年8月）」（以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 6 - 5 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 6 - 5 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

- (1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- (2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
光通信・ メタル通信・ 電源ケーブル	東日本高速道路(株)	STA454+60～ STA463+00	埋設による近接施工	管理用図面	

- (3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 6 - 6 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

1 6 - 6 - 1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver. 1. 2]（平成28年10月・東日本高速道路(株)関東支社）」（以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「埋設物等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 6 - 6 - 2 埋設物等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」（以下「損傷事故防止監理者」という。）を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（光通信ケーブル等損傷事故の防止の事項を記載している場合は光ケーブル等損傷事故防止監理者を含む）と兼ねることができるものとする。

1 6 - 6 - 3 架空線等上空施設の確認等について

- (1) 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細

については、現地で確認するものとする。

(2) 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、下表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
電柱・電線	中部電力パワーグリッド(株)	STA454+60～STA458+90付近 STA459+90～STA462+00付近	近接施工	移設 平面図	

16-7 保安に関する費用

(1) 本特記仕様書16-5「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」の試掘に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。また、それら以外に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

17. 環境保全に関する事項

17-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

17-2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

17-3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

17-4 六価クロム溶出試験

受注者は、セメント及びセメント系固化材を地盤改良等に使用する場合は、改良土から土壤環境基準を超えた六価クロムを溶出させることがないようにしなければならない。また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認するものとする。

17-5 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書17-4「六価クロム溶出試験」に定める六価クロム溶出試験に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

18. 再生資源及び建設副産物に関する事項

18-1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数 量	摘 要 指 針 等
2- (3) 客土掘削	建設発生土	約60,800m ³	
2- (6) 構造物掘削	建設発生土	約3,300m ³	
2- (7) 構造物裏込め工	建設発生土	約3,600m ³	
2- (8) 基礎材	再生クラッシュラン	約100m ³	
4- (16) 裏込め砕石	再生クラッシュラン	約280m ³	
4- (17) 基礎工	再生クラッシュラン	約200m ³	
5- (1) 用排水溝	再生クラッシュラン	約210m ³	
5- (2) 用排水管	再生クラッシュラン	約40m ³	
5- (3) 集水ます	再生クラッシュラン	約10m ³	
5- (6) 用・排水管ののみ 口、吐口	再生クラッシュラン	約0.3m ³	
5- (9) 油水分離ます	再生クラッシュラン	約30m ³	
18- (3) 簡易舗装工	再生クラッシュラン	約970m ³	
	表層用再生加熱 アスファルト混合物	約240m ³	舗装再生便覧 ((社) 日本道路協会)
特- (5) プレキャストコンク リート構造物工	再生クラッシュラン	約110m ³	

(2) 受注者は前項(1)に示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-4)を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

イ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。

ロ) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

(3) 受注者は前項(1)に示す再生クラッシュランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告するものとする。この場合において監督員が必要があると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(4) 受注者は前項(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合、または再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-5)し、その指示に従うものとする。

18-2 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書 1-28 「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
コンクリート塊	長野県千曲市屋代 (SIC事業地内)	—	再資源化施設
アスファルト・コンクリート塊	長野県千曲市屋代 (SIC事業地内)	約440m ³	再資源化施設
建設発生土	長野県千曲市屋代 (SIC事業地内)	約3,800m ³	本特記仕様書 5-2 敷地の使用に関する事項による
建設発生木材 (伐採木・除根材など)	長野県千曲市屋代 (SIC事業地内)	—	—
建設汚泥	長野県千曲市屋代 (SIC事業地内)	—	—
建設混合廃棄物	長野県千曲市屋代 (SIC事業地内)	—	—

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊	中間処理施設 長埴石産(株)屋代工場	長野県千曲市屋代字升 の浦4177-1	日曜・祝日・土曜日を除く 平日 60×60×60cm以下 8:00~17:00
アスファルト・ コンクリート塊	中間処理施設 中部興業(株)	長野県千曲市大字八幡 62431	日曜・祝日・土曜日を除く 平日 60×60×60cm以下 8:00~17:00
建設発生木材	中間処理施設 (株)神山緑地産業 リサイクルセンター	長野県長野市若穂川田 字和田2401-13	日曜・祝日を除く平日 8:30~17:00

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物の処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

18-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等（建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物の処理を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

19. 部分引渡し及び部分使用に関する事項

19-1 工事の部分使用

共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、(「位置図」及び)下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
坂城20カルバート 坂城21カルバート 坂城23カルバート 坂城24カルバート の農業用排水路及び市道路面	令和9年3月末	一般の用に供するため
付替水路工B(仮設水路) 付替水路工C 付替水路工(坂城-20) 付替水路工(坂城-21) 付替水路工(坂城-23) 付替水路工(坂城-24)	令和9年3月末	一般の用に供するため
上部路床施工箇所 (Cランプ加速車線及びテーパー部を除くランプ全箇所)	令和10年6月末	舗装工事の施工ヤードに使用
料金所施設設置箇所 (F)STA0+70～(F)STA1+27.453 (E)STA0+00～(E)STA0+40	令和10年6月末	電気設備工事の施工ヤードに使用
上部路床施工箇所 (Cランプ加速車線及びテーパー部)	令和10年9月末	舗装工事の施工ヤードに使用

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

- 1) 部分使用検査 出来形等に関する工事施工立会い(検査)願に基づく検査を兼ねるものとする。
- 2) 検査実施日時 出来形等に関する工事施工立会い(検査)願に記載の日時とする。
- 3) 検査対象工事目的物 出来形等に関する工事施工立会い(検査)願に記載の工事目的物とする。
- 4) 検査を実施する者 別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかの者。

20. 三者協議会に関する事項

20-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者(以下「設計者」という。)と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議(以下「三者協議会」という。)」を開催することを予定している。

(1) 上信越自動車道 屋代スマートIC詳細設計に関する事項

20-2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1に示す「上信越自動車道 屋代スマートIC工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結するものとする。

20-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

20-4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2.1. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2.2. 完全週休2日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日を達成するよう工事を実施する「完全週休2日工事（発注者指定方式）」である。

2.2-1 定義

- (1) 「完全週休2日」とは、対象期間の全ての週において、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、共通仕様書1-13「作業日」に示す期間については、原則、作業を行ってはならないものとする。
- (2) 「対象期間」とは、着工日から工事完成日までの期間をいう。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉鎖された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

2.2-2 履行確認（完全週休2日確保の確認方法）

- (1) 現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡を行うものとする。
- (2) 受注者は、工事完了後に、完全週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」（別添-2）を作成し、監督員へ提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- (3) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」及び共通仕様書1-19-3「週間工程表」に規定する工事実績等を基に、完全週休2日の取得状況を確認するものとする。なお、1週間の定義は「着工日の曜日始まり」を基本とし、7日間に満たない週は除くものとする。
- (4) 履行確認の結果、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額を減額変更するものとする。

22-3 工期

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

22-4 完全週休2日工事に要する費用

22-4-1 補正対象項目及び補正方法

発注者は、完全週休2日工事の積算に当たっては、「土木工事積算基準（4週8休）」における「現場閉所による4週8休以上の確保：週単位」を適用し、設計金額の算出を行うものとする。

また、完全週休2日の確保を本特記仕様書22-2「履行確認（完全週休2日確保の確認方法）（2）」による確認後、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-33-1「新単価」の規定によるものとし、NEXCOの土木工事積算基準により減額費用を算出するものとする。

22-4-2 支払

完全週休2日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価及び諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

23. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

23-1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- (1) 受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- (2) 受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式-14）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

23-2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式-15）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

23-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の(1)～(5)のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行う取り組み
- (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (3) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (4) 本工事において実施が確認できる取り組み
- (5) 本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

23-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「23-1」及び「23-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「23-3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「23-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

23-5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19,20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」により確認するものとする。

23-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

24. 工事細部に関する事項

24-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に次を追加する。

- 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策
- 2) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

24-2 道路掘削、客土掘削、捨土掘削

24-2-1 定義

共通仕様書2-6-1「定義」に規定する工事毎の作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
道路掘削 土砂	1) 切土部における土砂の掘削積込み 2) 仮置場への運搬、敷均し 3) 仮置場における土砂の掘削積込み 4) 路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 5) 含水比の調整	土砂C 仮置場：屋代スマートIC 作業基地
客土掘削 土砂A1	1) 土取場における土砂の掘削、積込み 2) 路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水比の調整	土砂B 土取場：千曲市ヤード及び屋代土取場
客土掘削 土砂A2	1) 土取場における土砂の掘削、積込み 2) 下部路床への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水比の調整	土砂B 土取場：千曲市ヤード及び屋代土取場
客土掘削 土砂A3	1) 土取場における土砂の掘削、積込み 2) 路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 緩速施工（30cm/6日） 4) 含水比の調整	土砂B 土取場：千曲市ヤード及び屋代土取場
客土掘削 土砂A4	1) 土取場における土砂の掘削、積込み 2) 下部路床への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 緩速施工（20cm/4日） 4) 含水比の調整	土砂B 土取場：千曲市ヤード及び屋代土取場
客土掘削 土砂A5	1) 土取場における土砂の掘削、積込み 2) 上部路床への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水比の調整	土砂B 土取場：千曲市ヤード及び屋代土取場
客土掘削 土砂 （載荷盛土）	1) 土取場における土砂の掘削、積込み 2) 大型土のうの製作、積込み、設置 3) 載荷盛土への運搬、敷均し、締固め及び整形 4) 含水比の調整	土砂B 土取場：千曲市ヤード及び屋代土取場
捨土掘削 土砂（表土）A	1) 切土部における土砂（径50cm未満の切株を含んだ表土、上下線）の掘削、積込み 2) 仮置場への運搬、敷均し	土砂B、土砂C 仮置場：屋代スマートIC 作業基地

24-2-2 施工

共通仕様書2-6-5「施工」に下記を追加する。

(10) 切りならし

客土掘削の施工にあたっては、原地盤面の市道及びけい畔等を切りならした後に監督員の指示に従って、原地盤高を測定し、監督員の検査を受けるものとする。

(11) 伐開除根

伐開除根により発生する廃棄物の処理については、別途監督員が指示する。受注者はその指示に従うものとし、それに要する処分費は、監督員と受注者との協議して定めるものとする。

なお、現地確認時に共通仕様書2-5に含まれない伐採が必要な樹木等が確認された場合は、別途監督員が指示する。受注者はその指示に従うものとし、それに要する伐採・積込・運搬・処分等の費用については、監督員と受注者との協議して定めるものとする。

(12) 緩速施工

高まき出しに注意するとともに、軟弱地盤層と基盤傾斜の状況から安定や側方変位に注意するものとする。盛土施工時に変状が確認された場合は作業を中止し、監督員と受注者で対策工を検討するものとする。新たな対策工の費用については、監督員と協議するものとする。地表型沈下板等を設置し日々の観測データを記録するものとし、設置箇所については監督員と協議し定めるものとする。なお、緩速施工の速度については盛土の安定を確保できる範囲内で監督員と協議し変更できるものとする。

緩速施工を行う箇所は下記区間及びテーパー部の路体及び下部路床とする。

- (A) STA2+50～(A) STA4+79.166
- (B) STA2+50～(B) STA5+60.902
- (C) STA1+53.132～(C) STA3+89.654
- (D) STA1+50～(D) STA4+32.123

(13) 大型土のう

大型土のうは、耐候性大型土のう（3年耐候製品）に土取場における土砂を詰め使用するものとする。

24-2-3 数量の検測

客土掘削の数量の検測は、共通仕様書2-6-6及び2-7-7「数量の検測」によらず、盛土の設計数量（m³）で行うものとする。

24-2-4 支払

共通仕様書2-6-7「支払」に下記を追加する。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
2- (3)	客土掘削	
	土砂A1	m ³
	土砂A2	m ³
	土砂A3	m ³
	土砂A4	m ³
	土砂A5	m ³
	土砂（載荷盛土）	m ³

24-3 構造物掘削

24-3-1 定義

共通仕様書2-8-1「定義」に規定する工事毎の作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
構造物掘削 普通部	カルバート、擁壁、軽量盛土の基礎地盤 1) 土砂(土砂B)の掘削、積込 2) 仮置場への運搬、敷均し 3) 仮置場における土砂の掘削、積込 4) 路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 5) 土取場における埋戻しA材の掘削、積込、運搬、埋戻し 6) 含水比の調整	仮置場：屋代 スマートIC作 業基地
構造物掘削 特殊部A	坂城20カルバート(上り線)の基礎地盤 1) 反力架台設置箇所の整地 2) 硬質地盤専用油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の打込み(50<Nmax≤100) 3) 鋼矢板による土留を用いた掘削 4) 土砂(土砂B)の掘削、積込 5) 仮置場への運搬、敷均し 6) 仮置場における土砂の掘削、積込 7) 路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 8) 土取場における埋戻しA材の掘削、積込、運搬、埋戻し 9) 油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の引抜き 10) 含水比の調整	仮置場：屋代 スマートIC作 業基地
構造物掘削 特殊部B	坂城20カルバート(下り線)の基礎地盤 1) 反力架台設置箇所の整地 2) 硬質地盤専用油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の打込み(50<Nmax≤100) 3) 鋼矢板による土留を用いた掘削 4) 土砂(土砂B)の掘削、積込 5) 仮置場への運搬、敷均し 6) 仮置場における土砂の掘削、積込 7) 路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 8) 土取場における埋戻しA材の掘削、積込、運搬、埋戻し 9) 油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の引抜き 10) 含水比の調整	仮置場：屋代 スマートIC作 業基地
構造物掘削 特殊部C	坂城24カルバート(上り線)の基礎地盤 1) 反力架台設置箇所の整地 2) 硬質地盤専用油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の打込み(50<Nmax≤100) 3) 鋼矢板による土留を用いた掘削 4) 土砂(土砂B)の掘削、積込 5) 仮置場への運搬、敷均し 6) 仮置場における土砂の掘削、積込 7) 路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ	仮置場：屋代 スマートIC作 業基地

	8) 土取場における埋戻しA材の掘削、積込、運搬、埋戻し 9) 油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の引抜き 10) 含水比の調整	
構造物掘削 特殊部D	坂城24カルバート(下り線)の基礎地盤 1) 反力架台設置箇所の整地 2) 硬質地盤専用油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の打込み(50<Nmax≤100) 3) 鋼矢板による土留を用いた掘削 4) 土砂(土砂B)の掘削、積込 5) 仮置場への運搬、敷均し 6) 仮置場における土砂の掘削、積込 7) 路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 8) 土取場における埋戻しA材の掘削、積込、運搬、埋戻し 9) 油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の引抜き 10) 含水比の調整	仮置場：屋代 スマートIC作業基地
構造物裏込め工 裏込め工A1	1) 土取場における裏込めA材の掘削、積込 2) 構造物裏込め部への運搬、敷均し、締固め	土取場：千曲市ヤード
構造物裏込め工 裏込め工B1	1) 土取場における裏込めB材の掘削、積込 2) 構造物裏込め部への運搬、敷均し、締固め	土取場：千曲市ヤード

24-3-2 仮設材

構造物掘削特殊部に用いる仮設材は下表のとおりとする。受注者都合による設置期間の変更について設計変更は行わないものとする。

単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	設置期間	摘要
特殊部A	鋼矢板VL型	リース品	千葉県千葉市	5ヶ月	
	腹起しH-500×500×25×25孔	リース品	長野県長野市	5ヶ月	
	火打ちH-300×300×10×15孔	リース品	長野県長野市	5ヶ月	
特殊部B	鋼矢板VL型	リース品	千葉県千葉市	5ヶ月	
	腹起しH-500×500×25×25孔	リース品	長野県長野市	5ヶ月	
	火打ちH-300×300×10×15孔	リース品	長野県長野市	5ヶ月	
特殊部C	鋼矢板VL型	リース品	千葉県千葉市	8ヶ月	
	腹起しH-500×500×25×25孔	リース品	長野県長野市	8ヶ月	
	火打ちH-300×300×10×15孔	リース品	長野県長野市	8ヶ月	
特殊部D	鋼矢板VL型	リース品	千葉県千葉市	8ヶ月	
	腹起しH-500×500×25×25孔	リース品	長野県長野市	8ヶ月	
	火打ちH-300×300×10×15孔	リース品	長野県長野市	8ヶ月	

24-3-3 施工

- (1) 構造物掘削にあたり、善良な施工が行われたにもかかわらず、掘削のり面の補強対策を実施する必要が生じた場合、又は安全上の観点から、応急的に受注者が行った対策等の費用については、監督員が必要と認めたものに限り、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (2) 掘削において、1～2台程度の通常ポンプ排水で処理することができない著しい湧水等により特別な排水施設の必要があると認められ監督員が工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (3) 鋼矢板の打込み及び掘削中に予期しない転石等に遭遇した場合は、その処理方法について監督

員と協議するものとする。なお、監督員が工法の変更を必要と指示した場合、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

24-3-4 支払

共通仕様書2-8-1 1 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
2-(6)	構造物掘削	
	特殊部A	m ³
	特殊部B	m ³
	特殊部C	m ³
2-(7)	特殊部D	m ³
	構造物裏込め工	
	裏込め工A 1	m ³
	裏込め工B 1	m ³

24-4 載荷盛土取除き工

24-4-1 定義

共通仕様書3-6-1 「定義」に規定する工事毎の作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
載荷盛土取除き工	1) 載荷盛土部における土砂の掘削、積込み 2) 大型土のうの解体、撤去、処分 3) 路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 4) 緩速施工 (30cm/6日) 5) 含水比の調整

載荷盛土取除き時期は、盛土立ち上がり後180日を想定している。ただし、受注者は施工に先立ち観測工を実施し、沈下の収束を確認した上で、監督員と協議し期間を変更できるものとする。

24-5 種散布工

24-5-1 種別

共通仕様書4-7-2 「材料」に規定する種子の種類及び使用量は、表のとおりとする。なお、配合の変更を指示した場合であっても軽微な場合は、契約単価の変更は行わないものとする。

品種	使用量 (1 m ² 当り)	備考
クレーピングレットフェスク	10.0 g	
トルフェスク	10.0 g	
レットトップ	0.2 g	
計	20.2 g	

24-6 基礎工

24-6-1 種別

基礎工の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
コンクリート基礎工A (F)	コンクリートブロック積みの基礎	基礎材あり

24-6-2 支払

共通仕様書4-20-5 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
4-(17)	基礎工	
	コンクリート基礎工A (F)	m

24-7 用排水構造物工

24-7-1 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2に規定する適用すべき諸基準に下記を追加する。

「土木構造物標準設計図」(H31年4月1日版)長野県建設部

「土地改良工事標準設計」(令和3年4月1日適用)長野県農政部

24-7-2 用排水溝

用排水溝の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号
P u L ・ a ・ b (N a)	プレキャスト鉄筋コンクリート U型側溝 (長野県P U 1型)	Ds-PuL-a・b(Na)
P u L (H d) ・ a ・ b (N a)	グレーチング蓋付プレキャスト 鉄筋コンクリートU型側溝 (長野県P U 1型)	Ds(Hd)-PuL-a・b(Na)
P u ・ a ・ b	プレキャストコンクリートU型 側溝	Ds-Pu-a・b
B f ・ a ・ b (N a)	ベンチフリューム (長野県B F II型)	Ds-Bf-a・b(Na)
B f ・ a ・ b (R)	ベンチフリュームの撤去、仮置 き、再設置(長野県B F II型)	Ds-Bf-a・b(R)
V s ・ a ・ b	自由勾配側溝	Ds-Vs-a・b
V s (S 2) ・ a ・ b	自由勾配側溝(道路横断用)	Ds-Vs(S2)-a・b
D v - B f (C b) ・ a ・ b	ベンチフリュームタテ溝	Dv-Bf(Cb)-a・b

24-7-3 用排水管

用排水管の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号
P (B x) a ・ b	ボックスカルバート(2次製品)	P(Bx)-a・b(F)
P (B x) a ・ b (N a)	ボックスカルバート(2次製品) (長野県P B - B () - H ())	P(Bx)-a・b(Na)

24-7-4 集水ます

共通仕様書5-4-2(4)に規定する集水ますの単価表の項目の種別に下表を追加する。

単価表の項目	設計図書に示す記号	標準コンクリート量
TypeA	Dc [^] (Sp)-0.50・0.50・0.50(F) Dc [^] (Sp)-0.50・0.50・0.70(F) Dc [^] (Sp)-0.60・0.60・0.60(F) Dc [^] (G)-0.50・0.50・0.70(Na) Dc [^] (G)-0.50・0.50・0.80(Na) Dc [^] (G)-0.50・0.50・1.00(Na) Dc [^] (G)-0.50・0.50・1.10(Na)	0.28m ³
TypeB	Dc [^] (G)-0.60・0.60・0.90(Na) Dc [^] (G)-0.60・0.60・1.00(Na) Dc [^] (G)-0.70・0.70・0.70(Na) Dc [^] (G)-0.70・0.70・0.90(Na) Dc [^] (G)-0.70・0.70・1.00(Na)	0.43m ³
TypeC	Dc [^] (Sp)-0.60・0.60・1.00(F) Dc [^] (Sp)-0.80・0.80・0.80(F) Dc [^] (G)-0.50・0.50・1.40(Na) Dc [^] (G)-0.60・0.60・1.30(Na) Dc [^] (G)-0.70・0.70・1.10(Na) Dc [^] (G)-0.80・0.80・1.10(Na) Dc [^] (G)-0.80・0.80・1.40(Na)	0.74m ³
TypeD	Dc-0.80・0.80・1.30 Dc-0.80・1.20・1.20 Dc [^] (Sp)-0.70・0.70・1.10(F) Dc [^] (G)-0.80・0.80・1.50(Na) Dc [^] (G)-1.00・1.00・1.30(Na)	0.87m ³
TypeE	Dc [^] (Sp)-0.80・0.80・1.50(F) Dc [^] (Sp)-1.00・1.00・1.10	1.14m ²
TypeF	Dc-1.20・1.20・1.20 Dc [^] (G)-1.00・1.00・1.80(Na)	1.43m ³
分土工	分土工	1.85m ³

24-7-5 用排水管ののみ口、吐口

用排水管ののみ口、吐口の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号
F-φ0.40(A)	円形水路とタテ溝との接続 (のり勾配1:1.8)	F-φ0.40(1.8)

24-7-6 油水分離ます

油水分離ますの種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号
A	現場打ちコンクリート のり面部	Dco(E)-1.00・3.30・1.30
B	現場打ちコンクリート 平地部	Dco(B)-1.00・3.30・1.30
C	プレキャストコンクリート	Dco(MF) φ 1.20-2.40
D	プレキャストコンクリート	Dco(MF) φ 1.20-2.70
E	プレキャストコンクリート	Dco(MF) φ 1.20-3.00
F	プレキャストコンクリート	Dco(MF) φ 1.20-3.30
G	プレキャストコンクリート	Dco(MF) φ 1.80-3.30

24-7-7 施工

共通仕様書5-4-2「施工」に下記を追加する。

B f・a・b (R)の施工は、耕作に支障が無いよう10月～3月に施工するものとする。撤去作業については、コンクリート製品の再利用が可能なよう丁寧に撤去するものとする。上記に示す方法で計画しているが、監督員が必要であると認めて工法の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

水田に隣接するけい畔部分の埋戻しにあたっては、水田の表土等透水性の悪い発生土を使用するものとする。

自由勾配側溝と集水ますの接続部は、漏水等生じないようにモルタル等で間詰めするものとする。

24-7-8 支払

共通仕様書5-4-5「支払」に下記を追加する。

用排水溝B f・a・b (R)の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、コンクリート製品の撤去、現場内仮置き、掘削、基礎の施工、コンクリート製品の再設置、埋戻し、締固め、接合部または取付部の施工等用排水溝B f・a・b (R)の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
5-(1)	用排水溝	
	P u L・a・b (N a)	m
	P u L (H d)・a・b (N a)	m
	P u・a・b	m
	B f・a・b (N a)	m
	B f・a・b (R)	m
	V s・a・b	m
	V s (S 2)・a・b	m
	D v-B f (C b) a・b	m
5-(2)	用排水管	
	P (B x) a・b	m
	P (B x) a・b (N a)	m
5-(3)	集水ます	
	分土工	箇所
5-(9)	油水分離ます	
	A	箇所
	B	箇所
	C	箇所
	D	箇所
	E	箇所
	F	箇所
	G	箇所

24-8 鉄筋コンクリートカルバートの継目工

24-8-1 種別

共通仕様書6-3-4「継目工の種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容	備考
I 型	止水板A及び目地材を使用する継目をいう	坂城23
I-A型-21, 23	分離型延伸カルバートの頂版に使用する継目をいう (ジョイントバー無し)	坂城21 坂城23
I-A型-24	分離型延伸カルバートの頂版に使用する継目をいう (ジョイントバー無し)	坂城24
I-C型-21, 23	分離型延伸カルバートの側壁に使用する継目をいう (ジョイントバー無し)	坂城21 坂城23
I-C型-24	分離型延伸カルバートの側壁に使用する継目をいう (ジョイントバー無し)	坂城24
III-B型-21, 23	分離型延伸カルバートの底版に使用する継目をいう (ジョイントバー有り)	坂城21 坂城23
III-B型-24	分離型延伸カルバートの底版に使用する継目をいう (ジョイントバー有り)	坂城24
IV-A型-20	一体型延伸カルバートの頂版に使用する継目をいう	坂城20
IV-A型-24	一体型延伸カルバートの頂版に使用する継目をいう	坂城24
IV-B型-20	一体型延伸カルバートの底版に使用する継目をいう	坂城20
IV-B型-24	一体型延伸カルバートの底版に使用する継目をいう	坂城24
IV-C型-20	一体型延伸カルバートの側壁に使用する継目をいう	坂城20
IV-C型-24	一体型延伸カルバートの側壁に使用する継目をいう	坂城24
防水シート-20	水路部に使用する防水シートをいう	坂城20
防水シート-21, 23	水路部に使用する防水シートをいう	坂城21 坂城23
防水シート-24	水路部に使用する防水シートをいう	坂城24

24-8-2 支払

共通仕様書6-3-6「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
6-(1)	継目工	
	I-A型-21, 23	m
	I-A型-24	m
	I-C型-21, 23	m
	I-C型-24	m
	III-B型-21, 23	m
	III-B型-24	m
	IV-A型-20	m
	IV-A型-24	m
	IV-B型-20	m
	IV-B型-24	m
	IV-C型-20	m
	IV-C型-24	m
	防水シート-20	m
	防水シート-21, 23	m
	防水シート-24	m

24-9 コンクリート構造物工

24-9-1 材料

共通仕様書8-2-4「材料」に下記を追加する。

コンクリートB1-3に使用するグレーチングは下記の条件を満足するものとする。

(a) 材質 JIS G3101（一般構造用圧延鋼材）の2種SS400またはそれと同等以上のもの。

(b) 強度 中心部20×50cmの面に荷重を加えた場合なんら異常なく、破損しないこと。

グレーチング蓋は固定を行うものとし、固定方法は用排水構造物標準設計図集 参考図12によるものとする。

24-9-2 施工

L型剛性防護柵工の防護柵天端部コンクリート打設は、上部路床施工後盛土の沈下収束を確認した後に行うものとする。防護柵に必要な路面からの高さを確保するためにL型擁壁の高さの変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

24-9-3 支払

共通仕様書8-2-17「支払」に下記を追加する。

コンクリートB1-3の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートの計量、練りませ、運搬、繊維の混入、打込み、仕上げ、養生、コンクリート基礎、伸縮目地材、アンカーボルトの設置、グレーチングふた及び受枠の設置等コンクリートB1-3の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

24-10 防護柵工

24-10-1 施工

共通仕様書15-3-5「施工」に下記を追加する。

ガードケーブル端末の設置後にケーブル再緊張を行うものとする。これに要する費用は関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

24-11 立入防止柵工

24-11-1 種別

共通仕様書15-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	基礎区分	備考
一般型非積雪地用A	鋼管ぐい基礎（L=600）	小動物侵入対策を含む
門扉	基礎ブロック（□500×700）	
カルバート門扉	基礎ブロック（□300×600）	坂城21, 23

24-11-2 材料

小動物侵入対策に使用する材料は下表のとおりとする。

項目	材質・寸法・強度	摘要
小動物侵入対策	亀甲樹脂網：ポリエステル系合成繊維樹脂網 素線：ポリエステル系モノフィラメントφ3.0mm 素線強度：313N/mm ² 以上 結束バンド：耐候製ナイロン66、強度はポリエステル網に準ずる。	

24-11-3 施工

小動物侵入対策の施工は、立入防止柵に損傷を与えないよう丁寧に行うとともに、強固に取り付けるものとする。

24-11-4 支払

共通仕様書15-4-7「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
15-(5)	立入防止柵 一般型非積雪地用A	m
15-(6)	立入防止柵の出入口 一般型非積雪地用A 門扉 カルバート門扉	箇所 箇所 箇所

24-12 標識工

24-12-1 標識柱の製作及び設置工

共通仕様書16-3-2(2)「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	基礎区分	備考
標識柱D1-2	鋼管 単柱埋込み式 コンクリート基礎を含む	本特記仕様書24-14 標識撤去工の再利用品

24-12-2 反射式標識板工

共通仕様書16-3-3(2)の種別に下表を追加する。

単価表の項目	基礎区分	備考
標識板 反射式A	反射式案内標識板	本特記仕様書24-14 標識撤去工の再利用品に 当て板を行うもの

共通仕様書16-3-3(3)「材料」に下記を追加する。

当て板の取付ボルトはM4以上(緩み止めナット付)とし、取付間隔は300mm以内とする。異種金属接触腐食が生じないように材質選定、表面処理または絶縁等を行うものとする。

24-12-3 支払

共通仕様書16-3-6「支払」に下記を追加する。

- (6) 標識柱D1-2の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う標識柱(コンクリート基礎を含む)の仮置き場からの運搬、設置等標識柱の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (7) 反射式標識板Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う当て板の取付け、板の設置等反射式標識板Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
16-(4)	標識柱 D1-2	基

24-13 路面標示工

24-13-1 種別

共通仕様書16-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容
路面標示 J I S 規格型 A 3	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料（3種（熔融型））を使用して、標示幅15cm・30cm・45cmを施工するものをいう。
路面標示 J I S 規格型 C 3	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料（3種（熔融型））を使用して、止まれ文字を施工するものをいう。

24-13-2 数量の検測

共通仕様書16-4-5「数量の検測」に下記を追加する。

なお、路面標示 J I S 規格型 A 3 の数量の検測は、それぞれの標示幅に対し幅15cm換算した設計数量（m）で行うものとする。

24-13-3 支払

共通仕様書16-4-6「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
16-(7)	路面標示工	
	路面標示 J I S 規格型 A 3	m
	路面標示 J I S 規格型 C 3	m ²

24-14 標識撤去工

24-14-1 種別及び発生材の処理

単価表の項目	区分内容	発生材の処理方法	備考
標識柱 A 1	H鋼 複柱 (H250) 埋込み式 標識標準図集：G 0 2	発注者に引渡し	IC方面・距離4文字
標識柱 B 1	H鋼 複柱 (H100) 埋込み式 標識標準図集：G 3 1	発注者に引渡し	路線バス2文字
標識柱 D 1-1	鋼管単柱 (φ 101.6) 直接基礎式	発注者に引渡し	車両通行止め (路線バス除く)
標識柱 D 1-2	鋼管単柱 (φ 60.5) 直接基礎式	基礎含め再利用 ※	止まれ
標識柱 D 3-1	アルミ鋼管 (φ 34.0) 単柱防護 柵支柱取付式	再利用	除雪作業用標識
標識柱 D 3-2	鋼管 (φ 34.0) 単柱防護柵支柱 取付式	再利用	非常電話前後300m
標識柱 D 3-3	鋼管単柱 (φ 114.3) 防護柵支 柱取付式	発注者に引渡し	車線規制予告標識
標識柱 G 1	H鋼 単柱 (H100) 埋込み式	発注者に引渡し	姨捨スマート I C 松 本方面出口なし
反射式 A-1	反射式案内標識板 標識標準図集：I 0 3-2	再利用	IC方面・距離4文字

反射式A-2	反射式案内標識板 標識標準図集：A05-1	発注者に引渡し	路線バス2文字
反射式A-3	反射式案内標識板 寸法：2,250×900	発注者に引渡し	姨捨スマートIC松 本方面出口なし
反射式B-1	反射式規制, 警戒, 指示, 補助標識 寸法：φ900、525×900	発注者に引渡し	車両通行止め (路線バス除く)
反射式B-2	反射式規制, 警戒, 指示, 補助標識 寸法：600	発注者に引渡し	止まれ
反射式B-3	反射式規制, 警戒, 指示, 補助標識 標識標準図集：R09	再利用	除雪作業用標識
反射式B-4	反射式規制, 警戒, 指示, 補助標識 標識標準図集：A04	再利用	非常電話前後300m
反射式B-5	反射式規制, 警戒, 指示, 補助標識 寸法：900×900、400×1,200	発注者に引渡し	車線規制予告標識

※本工事内で再利用しない数量分については、別途工事で再利用予定のため再利用可能な状態で発注者に引渡すものとする。

24-14-2 施工

標識柱D1-2を除く埋込み式標識柱の撤去にあたっては、基礎ぐい天端で切断するものとする。なお、基礎ぐいの撤去を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

再利用する標識撤去工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って、標識を再利用可能な状態で丁寧に撤去し、本特記仕様書5-2に記載する箇所まで運搬、荷下ろしするものとする。

なお、標識に著しい損傷・破損等が確認された場合は、その処置方法等については、監督員と協議するものとする。監督員が必要であると認めて工法の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

標識撤去後の仮設標識設置を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

24-14-3 支払

共通仕様書16-12-4「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
16-(24)	標識板撤去工	
	反射式B-3	枚
	反射式B-4	枚

24-15 敷砂利工及び簡易舗装工

24-15-1 材料

共通仕様書18-5-2(4)に規定する加熱アスファルト表層工の種類は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=5cm)	再生密粒度アスファルトコンクリート (20F)

24-16 構造物等取壊し工

24-16-1 種別

共通仕様書18-12-2に規定する種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
アスファルト舗装版取壊し (Type A)	既設アスファルト舗装版(t=5cm)の撤去(切断工、道路敷界鋳撤去含む)
アスファルト舗装版取壊し (Type B)	既設本線アスファルト縁石の撤去

24-16-2 数量の検測

共通仕様書18-12-4「数量の検測」に下記を追加する。

(2) アスファルト舗装版取壊し(Type B)の数量の検測は、設計数量(m)で行うものとする。

24-16-3 支払

共通仕様書18-12-5「支払」に下記を追加する。

(2) アスファルト舗装版取壊し(Type B)の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行うアスファルト縁石の取壊し、積込、運搬、廃材処理に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
18-(17)	構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し(Type B)	m

24-17 交通規制工

24-17-1 種別

共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
路肩固定規制 (設置) A	路肩固定規制の設置を行うものをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。 設計図書に示す路肩固定規制時における仮設鋼製防護柵等安全設備の設置を行うもの。	—	仮設防護柵工詳細図 (1)～(3)
路肩固定規制 (設置) B		—	
路肩固定規制 (設置) C		—	
路肩固定規制 (設置) D		—	
路肩固定規制 (保守) A	路肩固定規制の保守を行うものをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。 設計図書に示す路肩固定規制時における安全設備(クッションドラム、チューブライト)のリース料をいう。	17:00～翌17:00	
路肩固定規制 (保守) B		17:00～翌17:00	
路肩固定規制 (保守) C		17:00～翌17:00	

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
路肩固定規制 (保守) D		17:00～翌17:00	
車線規制 A	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:30 (9:00～17:00) または 6:30～17:00 (7:30～15:30)	規制内の作業内容 ・ 構造物掘削普通部 ・ 構造物掘削特殊部 ・ ガードケーブル端末 ・ 基礎ぐい ・ 標識柱 ・ 標識板 ・ 標識柱撤去工 ・ 標識板撤去工 ・ 路肩固定規制（設置） ・ プレキャストコンクリート構造物工 ・ 撤去工 防護柵 ・ 撤去工 ガードケーブル端末 ・ 撤去工 遮音壁

- ① 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③ () 内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。
- ④ 交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。
- ⑤ 路肩固定規制（保守）の規制時間とは、1日当たりとして検測する交通規制工のうち、それぞれ規制設置期間中の保守時間である。なお、保守が継続している間、規制保守に必要な機械・器具・消耗品などの費用は本項目に含むものとし、設置・撤去に係る機械等費用は含まないものとする。

なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

24-17-2 施工

- (1) 本特記仕様書 8-2 及び道路交通法第 80 条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。
- (2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。
- (3) 発炎筒を使用する際には、原則として、風等で転がらないよう飛散対策（粘着性のあるストッパー等を使用する）を行う。また、路肩等安全な場所にて発炎筒の鎮火を必ず確認し離脱するものとする。また、発炎筒及び飛散対策はこの単価に含むものとする。
- (4) 路肩固定規制（設置）に使用する仮設鋼製防護柵は、本特記仕様書 14-1 によるものとする。
- (5) 受注者は、交通規制に伴う渋滞発生時又はその恐れがある場合は、監督員の指示に従い渋滞後尾に後尾警戒車を随時配置するものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

24-17-3 数量の検測

共通仕様書 19-3-4 「数量の検測」に下記を追加する。

路肩固定規制（保守）の数量の検測は、監督員が認めた設計数量（日）で行うものとする。

24-17-4 支払

共通仕様書19-3-5「支払」に下記を追加する。

路肩固定規制（保守）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1日当たりの契約単価で行うものとする。

路肩固定規制（設置）の契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設鋼製防護柵の積み込み、運搬、設置及び安全設備の設置に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。

路肩固定規制（保守）の契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う安全設備の保守に要する材料費で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
19-(1)	交通規制工	
	路肩固定規制（設置）A	回
	路肩固定規制（設置）B	回
	路肩固定規制（設置）C	回
	路肩固定規制（設置）D	回
	路肩固定規制（保守）A	日
	路肩固定規制（保守）B	日
	路肩固定規制（保守）C	日
	路肩固定規制（保守）D	日
	車線規制A	回

24-18 交通保安要員

24-18-1 種別及び配置

(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間(※1))	休憩時間における交替 要員の計上(※1)	備考
交通誘導警備員B	09:00~17:00 (8:30~17:30)	無	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。

配置場所	配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	休憩時間における交替要員	摘要
市道4268号線	・工事車両出入口	交通誘導警備員B	1人	—	
施工ヤード内	・重機・工事車両等の誘導	交通誘導警備員B	1人	—	※1

(※1) 工事車両の出入口及び重機・工事車両等の誘導が必要な箇所、配置人数については、施工箇所数に応じて人数は増えるものとする、

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督

員と受注者で協議し定めるものとする。

24-18-2 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書19-4-3「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

24-19 地盤改良工

24-19-1 定義

地盤改良工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、軟弱地盤対策として不良地盤を改良するものをいう。

24-19-2 種別

地盤改良工の単価表に示す種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	使用区分
機械混合A 機械混合B 機械混合C 機械混合D	現地盤を中層混合処理機（スラリー揺動攪拌）によるセメント系改良材の混合処理により改良するもの
改良材A	機械混合A、B、C、Dに用いるセメント系改良材（バラ、特殊土用）をいう

24-19-3 材料

機械混合に使用する材料の現場配合は下表のとおりとする。

単価表の項目	設計基準強度 Quck (kN/m ²)	改良材	標準添加量 (kg/m ³)	摘要
機械混合A	330	セメント系改良材 (バラ、特殊土用)	110	坂城20カルバート
機械混合B	460	セメント系改良材 (バラ、特殊土用)	140	坂城21カルバート
機械混合C	460	セメント系改良材 (バラ、特殊土用)	140	坂城23カルバート 携帯基地局近接部
機械混合D	410	セメント系改良材 (バラ、特殊土用)	130	坂城24カルバート

施工にあたっては、事前に原位置土（軟弱土）を室内試験により把握するものとし、室内試験の結果をもとに改良材の種類及び添加量を決定する。その結果により、添加量の修正が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。

24-19-4 施工

- (1) 地盤改良工の施工に使用する機械は、施工深さ及び改良材投入量を自動記録できる装置を備え付けたものでなければならない。
- (2) 地盤改良工で使用する水については10月～3月の期間で蛇田用水より取水可能とするが、水質が適合しない場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 地盤改良工の施工に先立ち、改良により発生する盛り上がり土の有効活用について検討を行い、別途監督員と協議するものとする。

24-19-5 数量の検測

地盤改良工の数量の検測は、設計数量（m³またはt）で行うものとする。

24-19-6 支払

機械混合の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う軟弱土の試験、施工機械による改良材の攪拌、練り返し、引抜き、スラリープラントの設置・撤去、足場材（敷鉄板の賃料及び設置・撤去・移設）、特許料等機械混合の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

改良材の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 t 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地盤改良工の施工に要する改良材の費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（ 1）	地盤改良工	
	機械混合A	m ³
	機械混合B	m ³
	機械混合C	m ³
	機械混合D	m ³
	改良材A	t

24-20 軽量盛土工

24-20-1 定義

軽量盛土工とは、大型の発泡スチロールブロックと緊結金具を用いて一体化し、盛土を構築する工法をいう。

24-20-2 適用すべき諸基準

「EDO-EPS工法設計・施工基準書」（2019年5月）発泡スチロール土木工法開発機構（以下「EPS工法基準書」という）

24-20-3 種別

軽量盛土工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	使用区分	備考
軽量盛土A	発泡スチロールブロック（密度0.20kN/m ³ , 0.24kN/m ³ ）で施工する軽量盛土 壁面材一体型EPSブロック、裏込砕石、緊結金具、調整モルタル、型枠、排水材、敷砂、基礎砕石、水抜きパイプ、吸出防止材、縦断排水管を含む	対象箇所： B, Cランプ
コンクリート床版	軽量盛土の上部に施工するコンクリート床版コンクリート、型わく、鉄筋含む	

24-20-4 材料

軽量盛土Aに使用する材料は、「EPS工法基準書」に示される材料規格等と同等品以上でなければならない。

コンクリート床版に使用するコンクリート、型わく等は、共通仕様書第8章の規定を適用するものとする。

24-20-5 施工

軽量盛土の施工は、設計図書及び監督員の指示によるほか、「EPS工法基準書」に基づいて行う

ものとする。

コンクリート床版の施工は、設計図書及び監督員の指示によるほか、共通仕様書第8章の規定に基づいて行うものとする。

24-20-6 数量の検測

軽量盛土工の数量の検測は、設計数量（m³）で行うものとする。

24-20-7 支払

軽量盛土工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当りの契約単価で行うものとする。

軽量盛土Aの契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う発泡スチロールブロックの敷設、緊結金具の設置、裏込砕石の設置、排水材の設置等軽量盛土Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

コンクリート床版の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート、型わく及び目地の施工等コンクリート床版の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（ 2）	軽量盛土工	
	軽量盛土A	m ³
	コンクリート床版	m ³

24-21 防草シート工

24-21-1 定義

防草シート工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、盛土における雑草の繁茂を防止する目的で防草シートを敷設するものをいう。

24-21-2 種別

防草シート工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	使用区分
防草シート工A	のり尻部に敷設するもの

24-21-3 材料

防草シート工に使用する材料は、下表のとおりとする。

単価表の項目	規格	引張強度	遮光率	材質
A	厚み3mm以上	100N/cm以上	100%	改質アスファルト系

24-21-4 施工

防草シート工の施工は、地表面及び排水溝等構造物と密着するように施工し、シート端部が風等によるめくれ浮上りがないようアンカー等により堅固に固定するものとする。なお、アンカーの打込み時は埋設管等の位置を確認し、慎重に施工するものとする。シートの重ねしろは5cm以上とする。

24-21-5 数量の検測

防草シート工の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。

24-21-6 支払

防草シート工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う防草シートの敷設、固定等防

草シート工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特 - (3)	防草シート工 A	m ²

24-22 植生土のう工

24-22-1 定義

植生土のう工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、構造物と土工部との境界等で土砂の洗堀及び浸食対策として設置するものをいう。

24-22-2 種別

植生土のう工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	使用区分
A	構造物と盛土工との境界に洗堀防止として設置するもの 植生土のう袋：長さ60cm×巾40cm

24-22-3 材料

植生土のう工の材料は、土のう袋（種子、肥料付）に現地発生土を詰め、使用するものとする。

24-22-4 施工

植生土のう工の施工は小口積みとして5袋/mを標準とし、所定の位置で地盤になじみよく密着させて設置するものとする。

24-22-5 数量の検測

植生土のう工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

24-22-6 支払

植生土のう工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う土のうの製作、運搬、設置等植生土のう工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特 - (4)	植生土のう工 A	m

24-23 プレキャストコンクリート構造物工

24-23-1 定義

プレキャストコンクリート構造物工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってプレキャスト製品を工場で製作し施工箇所に搬入、設置することをいう。

24-23-2 適用すべき諸基準

「設計要領 第二集 擁壁建設編（令和元年7月）」

「設計要領 第五集 交通安全施設【防護柵編】（平成28年8月）」

（社）日本道路協会「道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）」

（社）日本道路協会「車両用防護柵標準仕様・同解説（平成16年3月）」

24-23-3 種別

プレキャストコンクリート構造物工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	施工箇所	備考
L型擁壁A	Aランプ側道部（3号L型擁壁工）	マットレス工法による支持力対策を含む
L型擁壁B	Bランプ側道部（4号L型擁壁工）	マットレス工法による支持力対策を含む
L型擁壁C	Cランプ側道部（5号L型擁壁工）	マットレス工法による支持力対策を含む
防護柵基礎A	上り線 坂城19カルバート上部 上り線 坂城24カルバート上部 (プレキャスト防護柵基礎工)	A種

24-23-4 材料

プレキャストコンクリート構造物工に使用する材料は、設計図書及び監督員の指示によるものとする。

24-23-5 製作

- (1) プレキャスト製品は、工場で製作するものとする。製作に当たり、製作計画書を監督員に提出し、製作の確認を得てから製作するものとする。
- (2) 工場にて行うコンクリート打設は、「コンクリート施工管理要領」5 構造物用コンクリートの施工5-1 運搬打込みの規定を適用するものとする。
- (3) なお、製品脱型後の養生については「コンクリート施工管理要領」5 構造物用コンクリートの施工5-2 養生の規定を適用するものとする。

24-23-6 施工

プレキャストコンクリート構造物工の施工は、隣接する盛土の緩速施工による変位が収束した後または載荷盛土取除き後に施工するものとする。また、水田が隣接するL型擁壁にあつては、耕作に支障が無いよう10月～3月に施工するものとする。

プレキャスト製品の工場製作、積込み、運搬、荷卸し及び設置等にあたっては、細心の注意を図り、プレキャスト製品に損傷を与えてはならない。

L型擁壁の施工に際し、付替水路の撤去、再設置は本特記仕様書24-7-2用排水溝B f・a・b(R)により行うものとする。なお、隣接する集水ます等の撤去、再設置が必要となる場合は監督員と協議の上、監督員の指示に従うものとし、これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

24-23-7 数量の検測

プレキャストコンクリート構造物工の数量の検測は、設計数量(m)で行うものとする。

24-23-8 支払

L型擁壁の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、掘削、支持力対策、基礎コンクリート、型枠、プレキャスト製品の製作、積込み、運搬、荷降し、据付け、敷モルタル、埋戻し、締固め等L型擁壁の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

防護柵基礎の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、プレキャスト製品

の製作、積込み、運搬、荷降し、据付け、基礎砕石、基礎コンクリート、型枠、調整モルタル、瀝青繊維質板等防護柵基礎の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特	(5) プレキャストコンクリート構造物工	
	L型擁壁A	m
	L型擁壁B	m
	L型擁壁C	m
	防護柵基礎A	m

24-24 撤去工

24-24-1 定義

撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って本工事施工に伴い支障となる既設の構造物を撤去することをいう。

24-24-2 種別

撤去工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	備考
立入防止柵	小動物侵入対策を含む
立入防止柵の出入口	小動物侵入対策を含む
カルバート門扉	
防護柵Gr-A-4E	
防護柵Gr-A-2E	
防護柵Gr-C-4E	
防護柵Gc-A-7E	ケーブル切断を含む
防護柵Gc-A-4B	ケーブル切断を含む
ガードケーブル端末Gc-A-T1	支柱のみ 基礎コンクリートは本特記仕様書24-28による
遮音壁I-P (H=2.0m) S	遮音板は再利用
遮音壁I-P (H=2.0m) S (A)	遮音板は再利用
遮音壁I-P (H=2.0m) MS	遮音板は再利用
遮音壁I-F (H=2.0m) MS	遮音板は再利用
遮音壁I-B1 (H=2.0m) MI	遮音板は再利用
遮音壁I-B1-O-2 (H=2.0m) MI	遮音板は再利用
遮音壁V-D	
遮音壁管理用階段V-ST-1.8	
落下物防止柵	
視線誘導標A2-1	
距離標C2	
用地境界くい	
立入禁止板	
カルバート番号板	

24-24-3 施工

既設構造物を撤去する場合には、埋設物及び添架物に十分注意して実施しなければならない。再利

用品については、再利用が可能なよう丁寧に撤去するものとする。

24-24-4 数量の検測

撤去工の数量の検測は、設計数量（m、箇所、基、本、枚）で行うものとする。

24-24-5 支払

撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m、箇所、基、本、枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物の撤去、積込、運搬、荷下ろし等撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特 - (6)	撤去工	
	立入防止柵	m
	立入防止柵の出入口	箇所
	カルバート門扉	箇所
	防護柵Gr-A-4E	m
	防護柵Gr-A-2E	m
	防護柵Gr-C-4E	m
	防護柵Gc-A-7E	m
	防護柵Gc-A-4B	m
	ガードケーブル端末Gc-A-T1	箇所
	遮音壁I-P (H=2.0m) S	m
	遮音壁I-P (H=2.0m) S (A)	m
	遮音壁I-P (H=2.0m) MS	m
	遮音壁I-F (H=2.0m) MS	m
	遮音壁I-B1 (H=2.0m) MI	m
	遮音壁I-B1-O-2 (H=2.0m) MI	m
	遮音壁V-D	箇所
	遮音壁管理用階段V-ST-1.8	箇所
	落下物防止柵	m
	視線誘導標A2-1	基
	距離標C2	枚
	用地境界くい	本
	立入禁止板	枚
	カルバート番号板	枚

24-25 防音シート工

24-25-1 定義

防音シート工とは、設計図書及び監督員の指示に従って既設遮音壁撤去箇所に防音シートを設置することをいう。

24-25-2 種別

防音シート工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	仕様区分	備考
A	支柱間隔2m	

24-25-3 材料

防音シートは、次の規格に適合しなければならない。

項目	規格
材質	ポリエステル（ポリ塩化ビニル被覆）
厚さ	1.0mm
引張強さ	1.47kN以上
引張強さ×伸び	68.6kN・mm以上
ハトメ引張強さ	0.98kN以上
音響透過損失	500Hz：8.0dB以上 1,000Hz：11.0dB以上

24-25-4 施工

防音シートは既設遮音壁の撤去後速やかに設置しなければならない。また、防音シートを設置する際には、飛散しないよう堅固に設置しなければならない。

24-25-5 数量の検測

防音シート工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

24-25-6 支払

防音シート工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うH形鋼、支柱及び防音シートの設置等防音シート工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特	（7） 防音シート工	
	A	m

24-26 地先境界ブロック工

24-26-1 定義

地先境界ブロック工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、簡易舗装端部に工場製コンクリートを用いて設置する境界ブロックをいう。

24-26-2 種別

地先境界ブロック工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	施工箇所	備考
B	調整池との境界舗装止めに設置するもの	H=120mm
D	側道端部の舗装止めに設置するもの	H=200mm

24-26-3 材料

地先境界ブロック工Bに使用する材料は、JIS A 5371:2016 地先境界ブロックの規格に適合するものでなければならない。地先境界ブロック工Dに使用する材料はこれに準ずるものとする。

24-26-4 施工

ブロックは設計図書に定められた位置及び高さに合うよう十分注意して据え付けなければならない。

24-26-5 数量の検測

地先境界ブロック工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

24-26-6 支払

地先境界ブロック工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地先境界ブロック工における基礎の設置、ブロックの製造、運搬、据付け等、地先境界ブロック工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特 - (8)	地先境界ブロック工	
	B	m
	D	m

24-27 仮設標識工

24-27-1 定義

仮設標識工とは、設計図書及び監督員の指示に従って標識撤去箇所の防護柵に仮設標識を添架することをいう。

24-27-2 種別

仮設標識工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	施工箇所	備考
A	仮設標識板及び取付金具を製作し、防護柵に添架するもの	
B	標識板及び標識柱を再利用し、取付金具を製作し、防護柵に添架するもの	

24-27-3 材料

仮設標識工Aの標識板は全面反射看板とする。取付金具は異種金属接触腐食が生じないように表面処理または絶縁等を行うものとする。

24-27-4 施工

仮設標識工は既設標識撤去後速やかに設置しなければならない。また、標識を設置する際には、飛散しないよう堅固に設置しなければならない。

24-27-5 数量の検測

仮設標識工の数量の検測は、設計数量（基）で行うものとする。

24-27-6 支払

仮設標識工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う標識板、取付金具の製作、設置等仮設標識工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特 - (9)	仮設標識工	
	A	基
	B	基

24-28 率計上工事に関する事項

24-28-1 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書24-28-4「当初契約金額」に示す率計上の考え方にに基づき算出するものとする。

24-28-2 用語の定義

共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。

(30)「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。

24-28-3 種別

率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
率計上工事に関する事項	単価表の番号(1~217)の金額の合計に5%を乗じた金額相当の率計上工事をいう

24-28-4 当初契約金額

当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書24-28-3「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す率計上工事の見積り方法に基づき算出されていない場合は、単価協議により単価表を修正するものとする。

24-28-5 契約変更について

(1) 契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。

なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせず契約変更を行うものとする。

24-28-6 数量の検測

率計上工事に関する事項の検測は、設計数量(式)で行うものとする。

24-28-7 支払

率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特 (10)	率計上工事に関する事項	式

25. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【共通仮設費】

割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考
工所用機械分解組立費A	道路掘削及び客土掘削に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	
工所用機械分解組立費B	構造物掘削特殊部に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	
工所用機械分解組立費C	地盤改良工機械混合に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	
仮設材運搬費A	構造物掘削特殊部に使用する仮設材等（鋼矢板・土留材）の運搬に要する費用をいう。	
仮設材運搬費B	路肩固定規制（設置）に使用する仮設材等（H形鋼基礎ガードレール）の運搬に要する費用をいう。	
塩分量調査費	既設カルバートボックスのはく落防止対策工に伴う塩分量調査に要する費用をいう。	
有料道路料金費	下記に示す交通規制内の工事内容に必要な坂城IC～更埴IC間及び坂城IC～長野IC間（往復）の有料道路通行料金費をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・構造物掘削工（普通部・特殊部） ・ガードケーブル端末　・基礎ぐい　・標識柱 ・標識板　・標識柱撤去工　・標識板撤去工 ・路肩固定規制（設置）　・車線規制工 ・プレキャストコンクリート構造物工 ・撤去工 防護柵　・撤去工 ガードケーブル端末 ・撤去工 遮音壁 	

【仮設備工事費】

割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考
移動足場工費	はく落防止対策工の施工に必要な足場工として高所作業車の使用に要する費用をいう。	

【雑工事費】

割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考
拡幅土工すりつけ費	狭小拡幅盛土部の転圧を行うために必要な余盛り及び切土に要する費用をいう。	

26. 補足事項

26-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 携帯基地局近接部の地盤改良工、ブロック積、盛土工を軽量盛土工に変更する場合がある。
- (2) (1) のEPSブロック及び壁面材の運搬（碓氷軽井沢ICから施工ヤードまで）を追加する場合がある。
- (3) 動態観測の結果に基づき高速道路本線の段差修正を追加する場合がある。
- (4) 客土掘削土砂A5（上部路床）を購入材（C-40）に変更する場合がある。
- (5) 側道部のL型擁壁及び簡易舗装の延長を追加する場合がある。
- (6) 携帯基地局敷地への車両乗入れのためのスロープ工を追加する場合がある。
- (7) 塩分量調査の結果ボックスカルバートの断面修復を追加する場合がある。
- (8) ボックスカルバートに遮音壁設置用埋込アンカーを追加する場合がある。
- (9) 千曲市道4100号線及び4202号線の道路縦断及び水路勾配修正を追加する場合がある。

26-2 工事記録の作成及び提出について

(1) 工事記録情報

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、別添様式-6「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

26-3 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書1-62「交通安全管理」（5）における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

26-4 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

26-5 緊急時の協力業務

本工事期間中に長野管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

26-6 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、ETC（Electronic Toll Collection System）が整備されているインターチェンジ等をETC無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

26-7 間接工事費の変更

26-7-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・ 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・ なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

26-7-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

26-7-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式8）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式8）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

26-7-4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式9）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式10）を監督員に提出し協議するものとする。
- (4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式11）を監督員に提出するものとする。
なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

26-7-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

26-7-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式8）に記

載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

②現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式8）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

③間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。

④なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

26-8 材料調達に伴う変更

26-8-1 対象となる資材等

本工事の、「骨材」、「仮設材（鋼材）」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式12）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式13）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者との協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	C-40	長野県北信地区
仮設材（鋼材）	普通鋼矢板V L型	千葉県千葉市

26-9 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

26-10 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

26-11 ICTの活用について

本工事は、国土交通省が推進するi-Constructionに基づき、生産性向上を図るため、受注者からICT土工に関する施工の提案ができる工事である。受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者との協議して定めるものとする。

26-12 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「1-2 用語の定義」に定める「確認」及び「1-30 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

26-13 快適トイレ

26-13-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

26-13-2 仕様

快適トイレは下表の(1)～(11)の仕様を満たすものを原則とする。なお、(12)～(17)については仕様を満たしていれば快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	(1) 洋式便器
	(2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	(3) 臭い逆流防止機能
	(4) 容易に開かない施錠機能
	(5) 照明設備
	(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）
付属品として備えるもの	(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	(8) 入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
	(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	(13) 擬音装置（機能を含む）
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

26-13-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

26-13-4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで51,000円/基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各1基ずつ2基/工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

26-14 熱中症予防に係る対策費用

26-14-1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

26-14-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表-1に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表-1に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表-1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

26-14-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

26-14-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

以上

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長）

殿

住所
会社名
代表者名

工事費構成内訳書及び工程表の提出について

（工事名）

標記工事について、工事費構成内訳書及び工程表を作成しましたので、提出します。

様式-1-2

工事費構成内訳書

(工事名)

工種・種別・細別	単位	数量	金額	摘要
直接工事費	式	1	0	
うち材料費	式	1	0	
うち労務費	式	1	0	
共通仮設費（積上計上及び率計上の計）	式	1	0	
現場管理費	式	1	0	
うち法定福利費の事業主負担額	式	1	0	
うち建退共制度の掛金	式	1	0	
一般管理費等	式	1	0	
工事原価のうち安全衛生経費	式	1	0	

※土木工事の場合は、「単価表の合計金額」から、共通仮設費（積上計上）を除いた金額とすること。

様式-2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

(工事名) _____

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以上

《注意事項》

- ・別添の工程表は、様式-1 とする。
- ・Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工 期 自) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)
至) 令和 年 月 日

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残存物件調書 (受注者→監督員)

- 1 工事等名 _____
- 2 工事等場所 _____
- 3 発生(受領)年月日 _____
- 4 原因名及び原因発生年月日 _____

品名	材質 (規格等)	概算数量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のおり報告します。

監督員 ○○○○殿

受注者 △△△△

現場代理人 ◇◇◇◇

- (注) 1. 発生年月日は受渡日を記入する。
 2. 原因別に一葉ずつ作成する。
 3. 写真を添付する。
 4. 「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
 5. Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

1. 工事名： 工事（工期： ～ まで）
2. 発注者：
3. 受注者：
4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量 (m ³)	使用予定月

5. 情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量を F A X で情報提供をお願いします。
6. 情報提供先及び連絡先
受注者：
T E L：
F A X：
現場代理人：
担 当：

以 上

監督員

殿

受注者

現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名			
No.	工種名	工事情報(テーブル名)	数量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する

(注2) Kcube2 による提出とする

様式－7

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

1. 不動産の種類
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. 添付書類
 - 工事請負契約書 (写)
 - 特記仕様書 (写)
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額 (円)
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

・Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見積りいたします。

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

(様式-11)

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

(様式-12)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇-1に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材 (鋼材)					

※実際に支払った全ての証明書類 (領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など) を合わせて提出すること。

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目 (1)	調達予定数量 (2)	購入伝票等No (3)	調達 年月日 (4)	調達数量 (5)	調達単価 (6)	資材調達 金額 (7) (5)*(6)	輸送金額 (8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

(総 則)

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

(構 成)

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

(三者協議会の開催)

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

(三者協議会の確認事項等)

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書(以下「工事請負契約書」という。)または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書(以下「調査等請負契約書」という。)の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

取得報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり現場閉所の実績を報告いたします。

記

項目	内容	週数	備考
対象期間	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日 着工日 工事完成日		
	対象期間のうち、1週間として7日間を確保できた週数	週間	
現場閉所日	現場閉所を2日/7日以上確保できた週数	週間	
現場閉所率	対象期間の全ての週において、現場閉所が2日/7日以上確保できているか？	達成・未達成	

※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。

※1週間の定義は「工期開始日の曜日始まり」を基本とする。

※工期のうち、1週間が7日間に満たない場合は除くものとする。